

# 令和4年第7回守山市農業委員会総会議事録

第7回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和4年7月8日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

## 1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

### 議第28号～議第32号

議第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

※議第29号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて

※議第30号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

※一括議案とする

議第 31 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 33 号～報告第 37 号

報告第 33 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

報告第 34 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 35 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

報告第 36 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 37 号 証明書 of 交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

- |         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 1 北野 豊弘 | 2 川島 忠文  | 3 林 茂一  |
| 4 石田 達男 | 5 木村 伊太郎 | 6 寺田 久重 |
| 7 林 善治  | 8 下村 耕   | 9 戸田 守晃 |

- 10 山本 麻紀代      11 園田 耕三      12 寺田 英子  
13 秋山 新治

3 欠席委員は、0名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	上島 敏宏
書記	主幹	西村 拓也
書記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	西村 和修
農政課	主事	佐薙 由布紀

## ○局長

本総会は委員総数 13 名中 13 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 4 年第 7 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 4 年第 7 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 3 件、報告案件 5 件の合計 10 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

1 番 北野 豊弘 委員

2 番 川島 忠文 委員を指名いたします。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

これより、議題に入ります。議第 28 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 28 号 農業経営基盤強化促進法  
第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定を  
することについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 28 号につきまして提案  
理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 西村課長 (第 9 条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第 28 号につき  
まして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進  
法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求める  
ものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の  
要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業  
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい  
ると考えます。

以上で議第 28 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

1番2番の借り受け人は共に市外の方ですが、要件は整っているのでしょうか。また、10アール当たりの賃借料が細かい数字になっている理由もお願いします。

○農政課

1番はブルーベリーを2番はサツマイモの栽培となり、ともに手が掛からない作物になると思われしますので、定期的な作業で収穫があると思います。賃借料につきましては、借り受ける面積全体で10,000円の契約になっていますので、10アールに換算したので、この金額となります。

○議 長

このブルーベリーを栽培される農地の現況はどうなっていますか。

○農政課 佐藤主事

現場は確認しておりませんが、果樹は植えられていないと思います。

○●番 ●● ●●委員

この1番と2番の借り受け人は、新規の就農になるのですか。

○農政課 佐藤主事

はい、1番の方は初めて農業をされる方で、新規になります。2番の方は、昨年同地先で借り受けされ「生産拡大したい。」との意向でした。

○議長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次の議題に入りますが、議第29号と議第30号は関連しておりますので一括審議といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 29 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて、および、議第 30 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 29 号および議第 30 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 西村課長 (第 9 条議案の説明)

議第 29 号は農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)について農業委員会の決定をいただくことで、議第 30 号は農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について意見聴取をいただくものです。

まず、議第 29 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画」です。この計画案は、一旦滋賀県農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金に貸し付けられるものです。

1 番 . . . . .。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

つづいて、議第 30 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画」です。

農地中間管理事業の関する法律に基づき、農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金が作成されました配分計画になります。

1 番 . . . . .。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 29 号および議第 30 号の提案理由の説明を終わります。

## ○議 長

それでは、まず議第 29 号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについての質疑でございますが、関連もございますので、議第 30 号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取についても合わせまして、質疑、意見を伺います。

質疑はありませんか。

○●●番 ●●● ●●●委員

1番の案件は、マッチング会議が開かれず配分が決定したとのことですが、元々この借り受け人が耕作されていたのですか。

○農政課 佐薙主事

これらの農地は、相対の利用権設定によりこの借り受け人が耕作していました。このようにすでに耕作者があり農地中間管理機構を活用される場合は、マッチング会議を開催せず、農地中間管理機構が権利設定できる制度が、令和3年度から運用されております。

また、「人・農地プラン」で耕作者がすでに決まっている場合などもマッチング会議を対象とせず農地中間管理機構が権利設定できるようになっております。

○●●番 ●●● ●●●委員

そうすれば、今まで相対で権利設定していた場合は、権利の内容が変わるだけで耕作者は継続されることになるのですね。

○農政課 佐薙主事

はい、同じ耕作者が続けていただけます。

○●●番 ●●● ●●●委員

今まで相対で権利設定されていたものを農地中間管理

事業に乗り換えることですね。

○農政課 佐藤主事

はい、そのとおりです。

○議長

他に、質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

まず、議第29号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。本件は、原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議長

続いて議第30号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。本件の配分計画について、「意見なし」とすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第31号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第31号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第31号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は4ページ、位置図は2ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、10件でございます。

1番の案件です。(位置図P2)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 649平方メートルの畑、および同〇〇 〇〇〇〇番〇 1,251平方メートルの畑の2筆 合計1,900平方メートルです。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲受人は 大津市〇〇 〇丁目〇番〇 - 〇〇〇〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積については、今回の申請に先立ち合意解約を出されておりますので0アールになっておりますが、現在5番と6番の案件にあります農地2筆6,500平方メートルを耕作されております。また今回の申請1番から7番までの案件になりますが 合計11筆 13,400平方メートルを取得されようとされているものでございます。なお通作距離は14.1キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 2)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 545 平方メートルの畑、お  
よび同〇〇 〇〇〇〇番〇 855 平方メートルの畑の 2 筆  
合計 1,400 平方メートルです。譲渡人は、守山市〇〇町 〇  
〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲受人等については 1 番の案件と同じでございます。

3 番の案件です。(位置図 P 2)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 519 平方メートルの畑、お  
よび同〇〇 〇〇〇〇番〇 681 平方メートルの畑の 2 筆  
合計 1,200 平方メートルです。譲渡人は、守山市〇〇町 〇  
〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲受人等については 1 番の案件と同じでございます。

4 番の案件です。(位置図 P 2)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 570 平方メートルの畑、お  
よび同〇〇 〇〇〇〇番〇 630 平方メートルの畑の 2 筆  
合計 1,200 平方メートルです。譲渡人は、守山市〇〇町 〇  
〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲受人等については 1 番の案件と同じでございます。

5 番の案件です。(位置図 P 2)

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番 4,100 平方メートルの畑です。譲渡人は、兵庫県明石市〇〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲受人等については 1 番の案件と同じでございます。

6 番の案件です。(位置図 P 2)

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番 2,400 平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲受人等については 1 番の案件と同じでございます。

7 番の案件です。(位置図 P 2)

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番 1,200 平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳と同住所 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲受人等については 1 番の案件と同じでございます。

8 番の案件です。(位置図 P 3)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 152 平方メートルの畑、および同〇〇 〇〇〇番 109 平方メートルの畑の 2 筆 合

計 261 平方メートルです。譲渡人は、大津市〇〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲受人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積については、82.2 アール、通作距離は 1.5 キロメートルです。

9 番の案件です。(位置図 P 4)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,087 平方メートルの田、および同〇〇 〇〇〇番 2,115 平方メートルの田の 2 筆 合計 3,202 平方メートルです。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲受人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積については、39.5 アール、通作距離は 3.3 キロメートルです。

以上 1 番から 9 番までの件につきましては、

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につき

ましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第2号の法人要件については、個人であるため適用ありません。

第3号の信託要件についても該当せず、

第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、

第5号の下限面積（50アール）についても、面積要件を満たしているため該当しません。

第6号の所有権以外の権原に基づき貸し付ける場合（転貸する場合）の要件についても該当せず、

第7号の地域調和要件については、今後も9番は水田として、それ以外1番から8番は畑として利用され、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えられ、また農薬等の使用などについて、地域の防除基準等に従い利用されるため該当しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

#### 10番の案件です。(位置図P5)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 1,082平方メートルの畑  
です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇

さん ○○歳、および大阪市○○○区○○ ○丁目○番○  
号 ○○ ○○ さん ○○歳、ならびに大阪市○○○区  
○○ ○丁目○○番○○号 ○○ ○○ さん ○○歳  
の3名です。

譲受人は 守山市○○町○○○○番地の○ 社会福祉法  
人○○○○ 理事長 ○○ ○○ さんです。契約内容は  
寄付。事由は事由欄に記載のとおりで、当該施設の利用者  
に対する生活カリキュラムの一環として農作業を取り入  
れるためです。なお収穫された農産物は、自己消費され販  
売はありません。

以上の件につきましては、

農地法第3条の不許可の例外である農地法施行令第2  
条第1項第1号ハおよび農地法施行規則第16条第1項に  
より、社会福祉法人による農地の権利取得は可能となっ  
ています。

社会福祉法人の農地の取得要件として、

農地法施行令第2条第1項本文では、「取得後において  
農地のすべてについて耕作等の事業を行うと認められる  
こと。」とあり、当該社会福祉法人は、畑（さつまいも）  
および樹園地（柿、梅）として利用される計画であります。

また、農地法施行令第2条第1項第1号ハでは、「社会

福祉事業目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。」とあり、当該社会福祉法人は、利用者の生活カリキュラムの一環として農作業を取り入れる目的のため、農地の所有権を取得しようとしているものであります。

そして、農地法施行規則第 16 条第 1 項では、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人であること。とあり、当該社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人であります。

いずれの条件を満たしており、当該社会福祉法人の本事業計画による農地の取得は可能であると考えます。

次に、農地法 3 条の許可にあたっての、許可要件ですが農地法第 3 条第 2 項第 3 号の信託要件については、該当せず、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の所有権以外の権原に基づき貸し付ける場合（転貸する場合）の要件についても該当せず、農地法第 3 条第 2 項第 7 号の地域調和要件については、社会福祉事業の一環として畑や樹園地として利用され、立地的に旧野洲川堤防沿いであり、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えられ、また農薬等の使用などについては極力使用しないこと。また地域の農業

組合からの同意を得られていることから該当しません。

また、農地法第3条第4項の規定に基づき、当該案件の許可に先立ち、守山市長に意見照会の通知を行いましたが、守山市（農政課）からの回答は「支障なし」でございました。

そして、他の要件である

- (1) 全部効率要件（農地法第3条第2項第1号）
- (2) 法人要件（農地法第3条第2項第2号）
- (3) 農作業常時従事要件（農地法第3条第2項第4号）
- (4) 下限面積（50アール）面積要件（農地法第3条第2項第5号）

は、本案件は適用除外となります。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第31号の提案理由の説明を終わります。

## ○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員から、確認状況の報告をいただきます。

○●●番 ●●● ●●●委員

ただいまの局長の説明のとおりで、1番から7番を新規就農されている方が所有権を取得しハウス栽培等をされることとなります。現在、5番6番をこの申請人が耕作されており、また、新規就農者として農政課や県の農業指導普及センターが関わり、適切な経営計画のもと事業を進められることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

なお、現在利用しているハウスは前耕作者の所有ですが、引き続き利用されることが取り決めされているようです。

○議長

続いて、5番から7番の案件を●●● ●●●委員にお願いします。

○●●番 ●●● ●●●委員

5番から7番についても、今の説明のとおりです。周囲の同意も得られており、また、隣接の耕作者から若い方が就農するので、「応援してやってください。」との意見を伺っており、何も問題は無いと思います。

よろしく申し上げます。

○議長

続いて、8番と9番の案件を●●● ●●●委員にお願いします。

ます。

○●番 ●● ●●委員

8番は、奥の畑が譲り受け人の農地であり、耕作条件が改善されること、また、家族で農業経営を行っておられるので、問題は無いと思います。

9番は、農業を廃止したいとのことで売買となりました。以上です。

○議 長

続いて、10番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

10番は局長の説明のとおり、農地法の例外規定による所有権移転になります。当該地の利用については、サツマイモや果樹の栽培ですべて自己消費されることになり、問題ないものと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

1番から7番の案件についてですが、位置図を見ますと、

1 番から 6 番までが連坦し、7 番の間が空白のように感じますが、この農地はどのようなになっているのでしょうか。

○事務局

この農地についても、所有権の移転に向けて動いていると聞いていますが、今回の申請には間に合わなかったとのことです。

○●番 ●● ●●委員

連坦している農地の間に空白があると、農地の利用に大きな支障があると思ったので聞きました。

○議長

他に、質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 （第7条議題の宣言）

次に、議第32号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第32号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第32号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は7ページ、位置図は6ページからです。

これは、転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めます。

今月は3件でございます。

1番の案件です。(位置図 P7、8)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 290平方メートルの畑です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん

〇〇歳。譲受人は 大津市〇〇 〇丁目〇番〇〇号 株式

会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は資材置場です。

なお備考欄に記載のとおり、一部を無断転用されカーポート敷地として利用されていた是正案件で、これについては顛末書の提出があり、既にカーポートは撤去されています。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅・公共施設等が連たんしている区域であることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2番の案件です。(位置図 P9、10)

〇〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番 335平方メートルの畑です。

貸人は、守山市〇〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。 借人は 湖南省〇〇〇〇 〇丁目〇番〇

○－○○○号 ○○ ○○ さん ○○歳です。

貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。事由は分化住宅です。

なお、備考欄に記載のとおり、開発許可案件に該当しません。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、住宅・公共施設等が連たんした区域に近接していることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。(位置図 P11、12)

○○町 ○○ ○○○○番 998平方メートルの田で、譲渡人は 守山市○○町○○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳。

次に ○○町 ○○ ○○○○番 647平方メートルの田で、譲渡人は ○○○町○○○○番地 有限会社 ○○○ 代表取締役 ○○ ○○ さん

次に ○○町 ○○ ○○○○番 657平方メートルの田、および○○町 ○○ ○○○○番○ 637平方メート

ルの田、ならびに〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 437 平方メートルの田 3 筆 計 1,731 平方メートルで、譲渡人は 守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

次に〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 229 平方メートルの田で、譲渡人は 草津市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

合計 6 筆 3,605 平方メートルになります。

譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地の〇〇〇 有限会社 〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。事由は資材置場です。

備考欄に記載のとおり、開発同意案件になります。また、滋賀県農業会議常設審議委員会の諮問案件です。

立地基準の判断については、第 2 種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、おおむね 500 メートル以内に公共施設(〇〇支所)があることから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第 32 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員に確認状況の報告をお願いします。

まず、1番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

局長の説明のとおりで、当該地はカーポートを設置し駐車場として利用されていましたが、カーポートは撤去されました。また、南側はすでに宅地化されておりますので、周囲には影響なく、何ら問題は無いと思います。

以上です。

○議 長

続いて、2番の案件をまるまる●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

申請人のお孫さんが、地元に戻ってこられるので住宅を建てることになりますので、何ら問題はありません。

ご審議、よろしくをお願いします。

○議 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

6筆の内、4筆は昨年まで葎が生え耕作放棄地の状態で、

あとの1筆は耕作され残り1筆は遊休化しております。隣接する農地には同意を得られており、資材置場ということで、耕作放棄地は解消されることにもなり、許可相当と思いますが、小学校にも近く通学路にも接しているのです。次のように意見をいたしました。「塀を作ること、表面処理が土や砕石のままなので、埃が立たないようにアスファルト仕様にする。」など現地確認書に付記したところです。隣地農地には同意をもらってあるので、影響は無いと思いますが、ただ、排水の仕様が分かりにくいこと、また排水される水路管が細いことを心配しております。市の開発指導要綱に沿って開発されるので完了検査をしっかり受けてくださいと意見を申し上げました。担当地域の農業委員として確認しましたが、意見を付記させていただきました。

よろしく、ご審議ほどお願いします。

#### ○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

#### ○●番 ●● ●●委員

各地域の委員さんの説明のとおりと思います。3番については、排水等が危惧されるとの話ですので、配慮した開

発でお願いしたいものです。

以上です。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

3番の案件の周辺に資材置き場が多くなってきましたね。

○●番 ●● ●●委員

先月も隣で駐車場の開発があったところですよ。

今回の転用の後続きで第2期工事の話もあるようですが、農地法的には問題は無いので、致し方ないこととなります。

○●番 ●● ●●委員

図面の中で、点線で囲っている枠がありますが、これは何ですか。

○事務局

従業員の駐車区域になります。

○議長 長

1番の譲り受け人は市外の方ですが、この土地が必要なのですか。

○事務局

栗東市と近江八幡市に現場があり、ちょうど中間地であ  
って利便性が高いとの理由です。

○議長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を  
致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませ  
んか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とする  
ことに決しました。

○議長

次に、報告事項に入ります。

報告第33号から報告第37号までを、一括して書記に報  
告いたさせます。

○書記

報告第 33 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 34 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

4 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 35 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

6 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 36 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

28 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 37 号 諸証明書の交付状況について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 40 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 4 年 7 月 20 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第18条の規定により下記  
に署名する。

1 番 北野 豊弘

2 番 川島 忠文